

# The Way to Protect the Well-known Trademark - The Analysis of the Dilution Theory's Development in the USA, Japan and China

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/42248">http://hdl.handle.net/2297/42248</a>

This work is licensed under a Creative Commons  
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0  
International License.



# 学位論文要旨

Dissertation Abstract

学位請求論文題名 Dissertation Title

著名商標の保護制度のあり方  
——米日中における希釈化理論の発展分析

(和訳または英訳) Japanese or English Translation

The Way to Protect the Well-known Trademark

——The Analysis of the Dilution Theory's Development in the USA, Japan and China

人間社会環境学 専攻 (Division)

氏名 (Name) 関琳琳

主任指導教員氏名 (Primary Supervisor) 大友信秀

## Abstract

With the development of multiple business strategy and the expansion of the Internet, the ways to infringe trademark rights have also become more diverse in these years. Therefore, trademark protection has also been expanded, especially to well-known trademarks. According to Federal Trademark Dilution Act of 1995 of the United States, diluted well-known trademarks should also be protected. With the similar idea, in Japan, the defensive mark registration system was legislated by Japanese government. However, because the defensive mark registration system has not been well-functioned in recent years, the voice of amending or even abolishing the defensive mark registration system has been raising people's attention. What's more, China passed its Trademark Law 3<sup>rd</sup> Amendment in 2014. I think this is a good opportunity for China to rebuild the Well-known Trademark Protection Law. Therefore, I will discuss the trademark protection system in the United States and in Japan first. Then I will give my advice to China's Trademark Law.

This paper consists of four parts. The first part will introduce the background of the research, then find out the problem, make the purpose of this paper and research method clear. The second part along with the international protection of the well-known trademark, and it how to be protected. The third part will focus on the well-known trademark protection system among the United States, Japan and China. The fourth part, it will be the last part. The content of this part, it will discuss about the difference of well-known trademark protection among the three countries, and finally, I would give my advice of how to protect the Chinese well-known trademark in the future.

Key words : Trademark; Well-known trademark; Trademark dilution; Infringement; defensive mark registration system

## 学位論文概要

本博士学位請求論文は、著名商標が他の者に使用されることにより、一般化されてしまう（商標価値の著しい低下を引き起こすこと、いわゆるコモディティ化を意味する。）という、いわゆる希釈化を商標法上どのように防ぐかという問題に関する研究である。近年、会社経営の多角化及びインターネットの普及に伴い、商標権の侵害も多様化しているため、商標、特に著名商標の保護は拡大を続けている。米国では 1995 年連邦商標希釈化法が公布及び施行され、著名商標を希釈化から保護する法制度が明文で定められ、その後の改正法により保護が強化されている。これに対して、日本の商標法には著名商標の保護に利用可能な防護標章登録制度が存在するが、同制度に対しては、制度の硬直化を理由に、廃止もしくは改正の呼び声が高まっている。また、中国では 2014 年商標法第三回改正が行われ、著名商標の保護制度を見直す好機が到来した。このような状況を踏まえ、これまでに著名商標に対する保護法制運用の歴史を有する米国と日本の著名商標の保護制度を検討した上で、将来の中国における著名商標の適当な保護制度について提案する。

第 1 編では、上記のような日米における著名商標をめぐる法制度の発展及びこれらに関する研究を含む背景を説明した上で、著名商標保護に関する問題の所在を確認し、本論文が最終的に目標とする著名商標保護制度の構造及びこれを明らかにするための論証方法（歴史研究及び比較法研究による）を示す。

第 2 編では、著名商標の保護に関する現状を概観し、問題の所在をより明確にする。著名商標という用語の定義を明確にし、登録主義と使用主義という、本研究の最も重要な基礎となる商標制度を基礎づける考え方を確認する。その上で、希釈化との関係でしばしば対比される混同概念の解釈に関する発展経緯を明確にすることで、著名商標をめぐる問題の発展経緯を確認する。とりわけ、本来的意味での混同を生じない希釈化の問題を混同の文脈で扱わざるを得なかった時代からそうでない議論が可能となった現在までの混同理論の発展を正確に押さえる。

第 3 編では、第 2 編で確認した著名商標保護の構造を基礎に、米国、日本及び中国の著名商標の保護制度について具体的に考察する。同編第 1 章では、米国の著名商標の保護状況について考察する。米国は商標について使用主義を採用する国であるため、商標は使用により保護されることになる。しかしながら、連邦全体での使用のためには州法による保護は不十分であるため、州の商標法とは別に登録により権利が発生する連邦登録制度を設けることとなった。また、著名商標に対して強く保護を与えようと考えた米国は 1995 年に連邦商標希釈化法案を作成し、2006 年にこの法律は改正された。これにより、米国における著名商標保護はそれ以前に比べより明確になった。

第 2 章では、日本の著名商標の保護状況について考察する。日本は米国と異なり、商標について登録主義を採用している。著名商標の保護に関して、日本は事前予防と事後的救済の二段階の保護を行っている。著名商標の商標権を侵害する問題に対して、日本の防護

標章登録制度は事前予防の役割を果たしている。しかしながら、近年、希釈化理論の発展により、日本と同様に防護標章登録制度を採用する国々は希釈化からの保護を直接法制度化することを選択し、防護標章登録制度を次々に廃止した。このような情勢において、日本の防護標章登録制度を維持することに意味があるか否かを中心に日本における著名商標保護制度を分析する。

第3章では、中国の著名商標の保護状況について考察する。中国も商標について登録主義を採用する国である。裁判官の自由裁量の範囲が大きく、中央及び地方の行政機関による基準等の影響も大きいため、統一された基準を見いだすことが困難である。したがって、本章では、具体的な法の適用状況を個別に分析することで中国法の構造を明らかにする。

第4編では、以上の考察を通じて、三ヵ国での著名商標保護に関する構造の共通点及び差異について論じる。その上で、希釈化理論との関係で論じられてきた混同理論を再検討し、著名商標保護の本質を明らかにする。同結論から、今後の中国における著名商標制度のあるべき姿も同時に提案する。

# 学位論文審査報告書

平成27年 1月 28日

## 1 論文提出者

金沢大学大学院人間社会環境研究科

専 攻 人間社会環境学専攻

氏 名 関琳琳

## 2 学位論文題目（外国語の場合は、和訳を付記すること。）

著名商標の保護制度のあり方－日米中における希釈化理論の発展分析

## 3 審査結果

判 定 (いずれかに○印)  合格 • 不合格

授与学位 (いずれかに○印) 博士 ( 社会環境学・文学・法学・経済学・学術 )

## 4 学位論文審査委員

委員長 大友 信秀 

委 員 東川 浩二

委 員 高 秀成

委 員 合田 篤子

委 員 齊藤 高広

委 員 \_\_\_\_\_

(学位論文審査委員全員の審査により判定した。)

## 5 論文審査の結果の要旨

審査対象論文は、商標法分野における著名商標の保護に関する研究であり法学研究に位置づけられる。

同論文は、商標のうち著名な水準に達した商標にはそれ以外の商標に比べて特別な保護を与えるべきとの問題意識にのっとり、そのための明確な指針を示そうとするものである。この点で博士学位論文審査基準（以下、審査基準という。）(1)（人間社会環境の各分野を研究領域とした論文として問題意識が明確であり、かつ、設定されたテーマに妥当性があること。）を満たす。このような問題を解決するために、いち早く著名商標の保護制度を発展させた米国、その米国の影響を受けながら基本的法制度を異にする日本（米国は商標保護制度として使用主義を採用しているのに対して日本は登録主義を採用している。また、米国は判例法國であり日本は制定法國である。）、近時、経済の発展が著しく、取引上生じる商標事件が増大している中国の3カ国における著名商標保護に関する制度及びその運用状況を分析するものである。このように本論文は、各国の歴史研究を含む比較法研究を研究方法として採用し、これにより結論を導き出すという手法を採用している。この点で審査基準(2)（設定されたテーマにふさわしい方法が選択されており、かつ、全体がその方法で統一されていること。）を満たす。また、各国の状況を分析するために必要な日米中の判例、希釈化理論に関わる論文を参照しており、これらが示す内容を相互に関連させて論旨を展開している。この点で審査基準(3)（内外の研究文献が適切に参照されており、それらの成果を生かすかたちで研究が展開されていること。）及び(4)（論述を裏付ける資料・文献が適切に提示され、学術論文として体系的な構成がなされていること。）を満たす。論旨の流れは、著名商標保護制度の発生を米国における発展から明確にし、その後の法制度を異にする国への影響を示すことで、著名商標保護が国際的に普遍性を有していることを明らかにしており論理的に一貫している。また、このような論証は判例を中心とする実務から生じた保護制度の分析を基礎として、各国情緒の特徴を明らかにしており十分に実証的である。この点で審査基準(5)（結論に至るプロセスが論理的かつ実証的であること。）を満たす。結論として、中国は日本と同じ大陸法系に位置づけられるため、日本が採用している防護標章制度という形式的制度を導入すべきとしながら、広い国土で日本以上に商標侵害問題が生じる実情を考慮して、商標事件の判断を統一する高等裁判所の役割を実効化することを提言している。このように審査基準(6)（全体として、設定されたテーマに関し、従来の研究にある程度独創的な観点を加えていること。）も満たす。

ただし、著者自身も自覚していることであるが、混同概念の拡張によってもたらされた、著名商標の保護目的やその機能の変化が、商標保護制度本来の目的から見て理想的な対応であるのかどうかについて本研究が明確な解答を示しているとは言い難い。このような問題については法理論的かつ事実に即した実証的研究が不可欠であり、混同の概念の拡張（狭義から広義、そして最広義へ）に沿って、具体的な分析をすることが必要となる。本研究は、この点について、表面的な変化をとらえてはいるものの、変化の具体的な契機や実務上の要請、立法過程、裁判所の対応、それに対する学界や実務における評価を丹念に描き出しているとは必ずしも言い難い。

しかしながら、このような分析は、商標法の基本的目的及び射程範囲との関係で、不正競争防止法、さらには民法の不法行為の適用をも含めて行う必要があり、本論文の直接の対象である著名商標の保護に関する分析をはるかに超える対象を分析対象とする必要がある。これら本研究で十分に分析できなかった点は、本研究から今後拡張すべき課題と位置づけることができ、本研究はそのような将来の課題に対する基礎として十分に意義のある研究であり、博士（法学）の学位に達しているものと審査委員会全員一致で評価する。